

27年度施行に向けて市町村で行うべき準備事務について

【本資料の位置付け】

- 27年度施行に向けて市町村で行う準備事務について、考えられる事務や実施時期等について整理したもの。
- あくまで現時点で市町村において一般的に想定される内容を示したものであるため、本表で示した事務のうち、市町村によっては、必要がなかったり、進め方が異なったりする場合もあり得ることに留意。また、必ずしも必要な手続きを網羅したものではなく、今後必要に応じ、内容を追加していくことも想定したものである。
- 以上を前提として、各市町村における実施事務を検討いただく際の参考として、各市町村の状況に応じて、事務内容等を加除修正のうえ、チェックリストとして活用いただくことを想定したもの。
- なお、表中の網掛けがかかっている事項については、既に大半の市町村で実施済みであると想定されるものである。

平成26年6月

		作業内容		実施時期
分類	事項	内容	根拠等	
事業計画関係	①地方版子ども・子育て会議等の設置	子ども・子育て支援法第77条に定める「審議会その他の合議制の機関の設置」または第61条7項に定める「子ども・子育て支援に係る当事者への意見聴取」を行う。	条例等	できる限り早期に
	②地方版子ども・子育て会議等の運営	利用定員の設定、市町村事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議をする。		適宜
	③市町村子ども・子育て支援事業計画策定・提出	教育・保育提供区域の設定の検討をする。		できる限り早期に
		ニーズ調査票を作成し、住民に対しニーズ調査を行う。		～4月
		国が示した量の見込みの集計の手引きを参考に、ニーズ調査の結果を取りまとめ、教育・保育の「量の見込み」を集計する。(4月時点での量の見込みを都道府県に報告)		～4月
		既存施設に対する新制度への移行の意向調査を行う。		6月～7月
		事業計画の骨子案・素案を作成する。		～8月
		集計した「量の見込み」について、補正の必要性などを検討し、「量の見込み」をある程度確定させる。「量の見込み」の補正を行う場合、潜在的な利用ニーズについても考慮するなど「量の見込み」の算出の基本的な考え方を踏まえたものとともに、その補正根拠などについて地方版子ども・子育て会議等での議論を経るなど透明性を確保して行う。		～9月
		ある程度「量の見込み」を確定した上で、それに対する提供体制の「確保方策」について、地方版子ども・子育て会議等で議論を行い検討する。		～9月
		教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保の内容について検討する。既存の幼稚園・保育所に対し、認定こども園への移行の希望の有無について確認し、必要に応じ需給調整について都道府県と調整する。指定都市、中核市は、「都道府県計画で定める数」を設定する。		～9月
		次世代法の行動計画策定指針に基づき、事業計画との整合性、一体的策定等の検討を行う。(策定指針の方向性は、6月下旬頃提示予定)		～9月
		事業計画案の中間とりまとめを行い、都道府県へ報告する。(既存施設の意向調査も踏まえ、確保方策について都道府県と随時情報交換)		～9月頃
		「量の見込み」「確保方策」「教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保の内容」以外の記載事項の検討を行う。		～27年3月
	中間とりまとめを行った事業計画についてパブコメを実施し、事業計画を策定・公表する。(策定した事業計画は都道府県へ提出)		～27年3月	

※ 「手引き」は国が示した調査票のイメージを使用した標準的な算出方法であるため、「量の見込み」の算出については、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能。「量の見込み」の算出については、平成26年4月2日付、平成26年5月1日付の事務連絡を参照。

※ 事業計画策定にあたっては、障害福祉計画との整合性にも留意すること。(平成26年5月30日付事務連絡参照)